

陽甲第五七号

案起

昭和三年十一月九日

決定

昭和三年十一月九日

施行

昭和三年十一月九日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事務官

案

昭和三年十一月九日

衆議院議長あて(各通)

内閣総理大臣

十月十日(衆議院議長あて)
十月十一日(参議院議長あて)

貴院会議において、外務大臣が、白米を

目

一五

B28

111

全保障条約改定に關する交渉の経緯について発言したたつ。
右国会法第七十條によつて通告する。

裏面白紙

国会法 (抄)

第七十条 國務大臣及び政府委員が、議院の會議又は委員會に
おいて發言しようとするときは、議長又は委員長に通告しな
ければならぬ。

内閣

日本工業規格 B5 (十四行罫)

(東文社納)